

教育・保育の提供区域の考え方について

1 区域設定における国の考え方

子ども・子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務付けられています。区域の範囲については各自治体の裁量に任されており、各地域の子どもの数や資源の状況を踏まえて設定していく必要があります。

国では、「教育・保育の提供区域」の設定について以下の点を述べています。

（国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針案」抜粋）

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

2 区域設定で踏まえるべきポイント

「教育・保育の提供区域の設定にあたっては、上記の記載内容に加え、以下のポイントについても考慮することが必要です。

（区域設定におけるポイント）

- 区域内の教育・保育施設の整備状況に大きな差がないか。
- 設定した区域内の量の調整や確保などが可能であるか。
- 教育・保育の利用者の実態とかけ離れていないか。

3 検討にあたっての手順と区域設定のパターン

はじめに本市の特徴と現状について、国の基本指針に基づいて整理します。

そして、区域設定のパターン別に、設定した場合のメリット、デメリットを考察します。

区域設定のパターンについては、国の基本指針に例示されている、小学校区、中学校区、行政区の3パターンについて検討します。

酒田市の概況

地理的条件

最上川の河口域に位置し、河口から放射状に市街地、田園、中山間地、森林が分布している。

人口

市街地に6割以上が集中し、郊外に向かうにつれて少なくなる。将来的には地域によって減少率は違うものの、各地域ともに減少していく。未就学児も同様の傾向である。

交通事情

自動車による移動が主である。未就学児についても基本的には保護者と一緒に車で動く(地域によっては園バスが利用できる)ため、広範囲での通園が可能となっている。

教育・保育の整備状況

認可保育園は、市街地に多く立地しているが、市街地の近隣ではコミュニティセンター単位に1つの割合、旧3町では1~3園(将来的には八幡、平田についても統合し、各1園ずつになる予定)の整備状況となっている。市街地と郊外を結ぶ主要な道路周辺には、5km程度に1箇所の割合で保育・教育施設が分布している。

認可外保育園(事業所内保育所含む)と幼稚園については、市街地だけに集中している。

教育・保育の利用状況

マイカーや園バスなどの自動車での通園が主である。施設の選択(希望)理由としては自宅から近い園という選択肢が最も多いが、それだけでなく、保護者の勤務先に近い園や、通勤経路に近い園、開所時間、延長保育時間、施設の運営方針などの様々な理由で施設の選択が行われている。

人口、施設の分布(平成25年3月末現在)

人口と施設は、市街地から郊外に向かうにつれ、密度が低くなっている。

<市街地>

【人口:全年齢では約61%、未就学児では約67%が在住】

【施設:幼稚園7園、認可保育園15園(認定こども園を含む)、認可外保育園7園(事業所内保育所含む)】

幼稚園は全園が園バスを活用し、広範囲の住民に利用されている。

↓

<近郊>

【人口:全年齢では約23%、未就学児では約20%が在住】

【保育園12園】特に最上川以北の園では園バスも活用し、広範囲の住民から利用されている。

↓

<郊外>

【人口:全年齢では約16%、未就学児では約13%が在住】

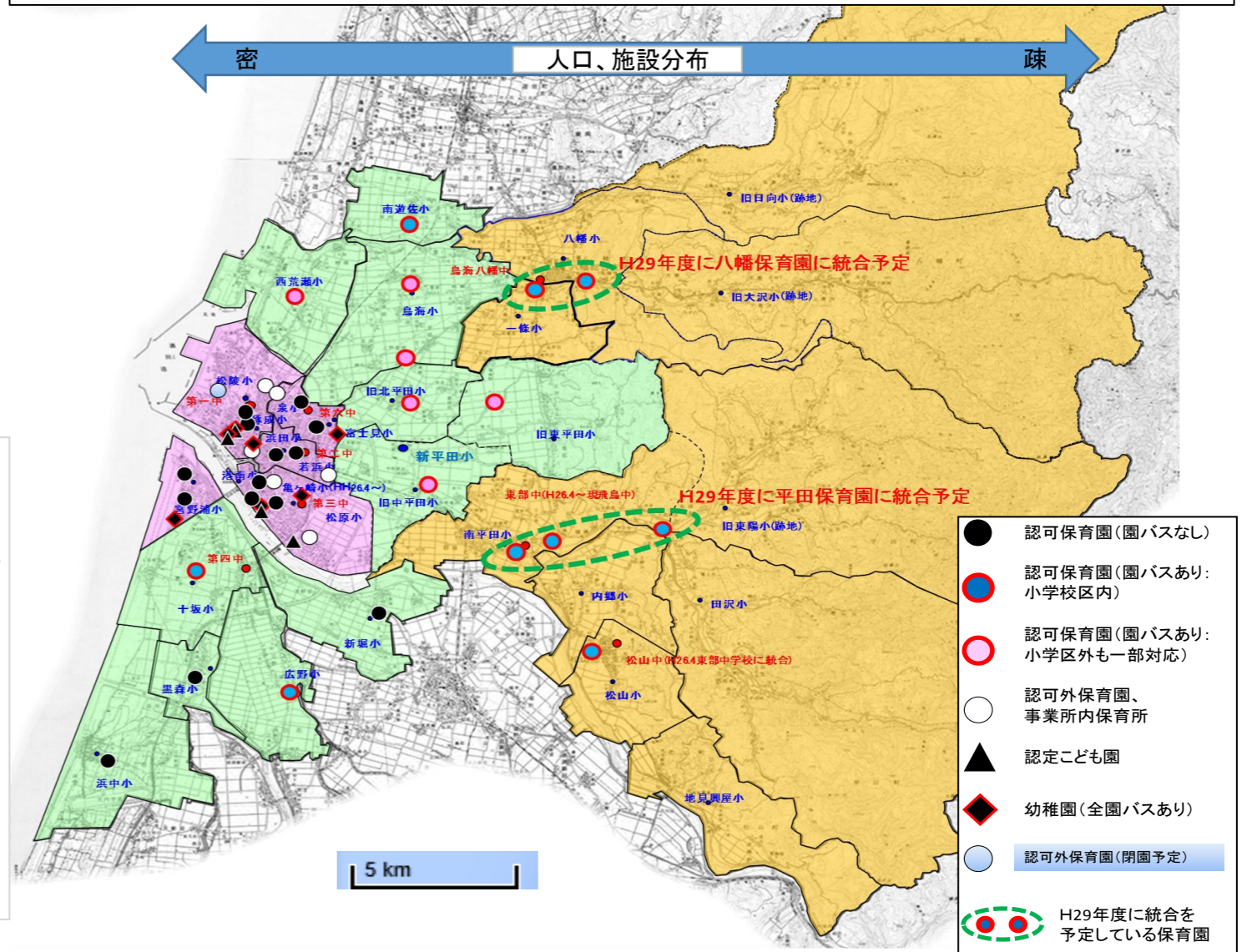
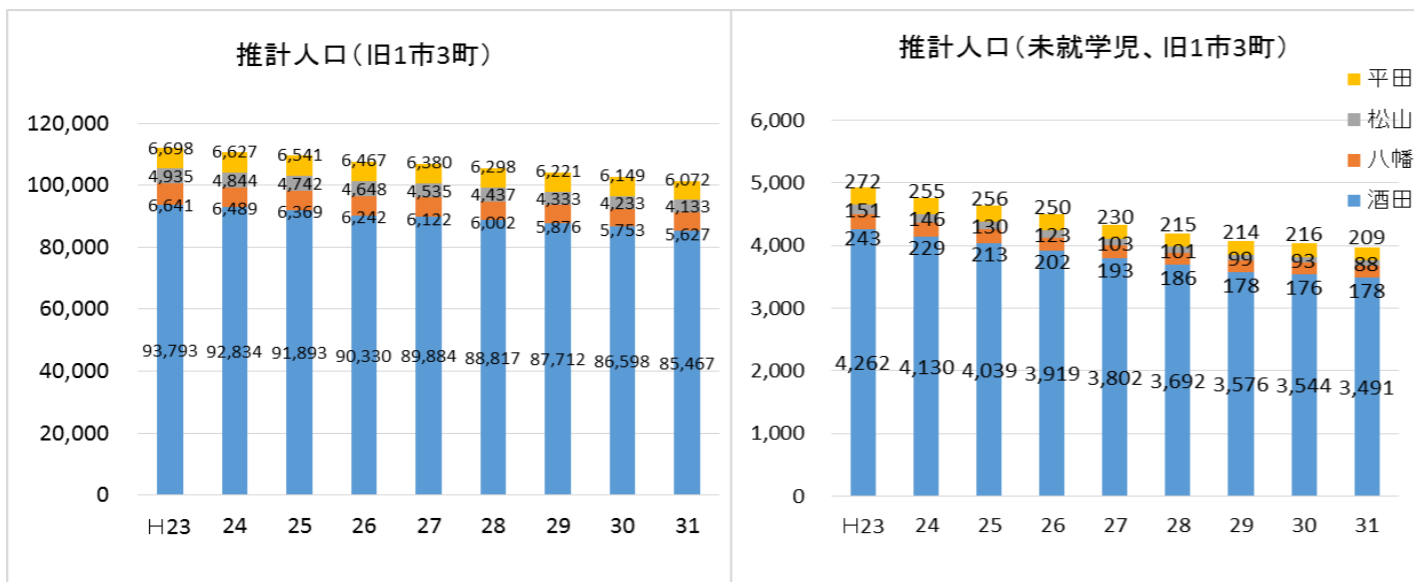
【保育園6園(将来的には統合により、3園になる予定)】全園が園バスを活用し、学区内の通園に活用している。

利用形態

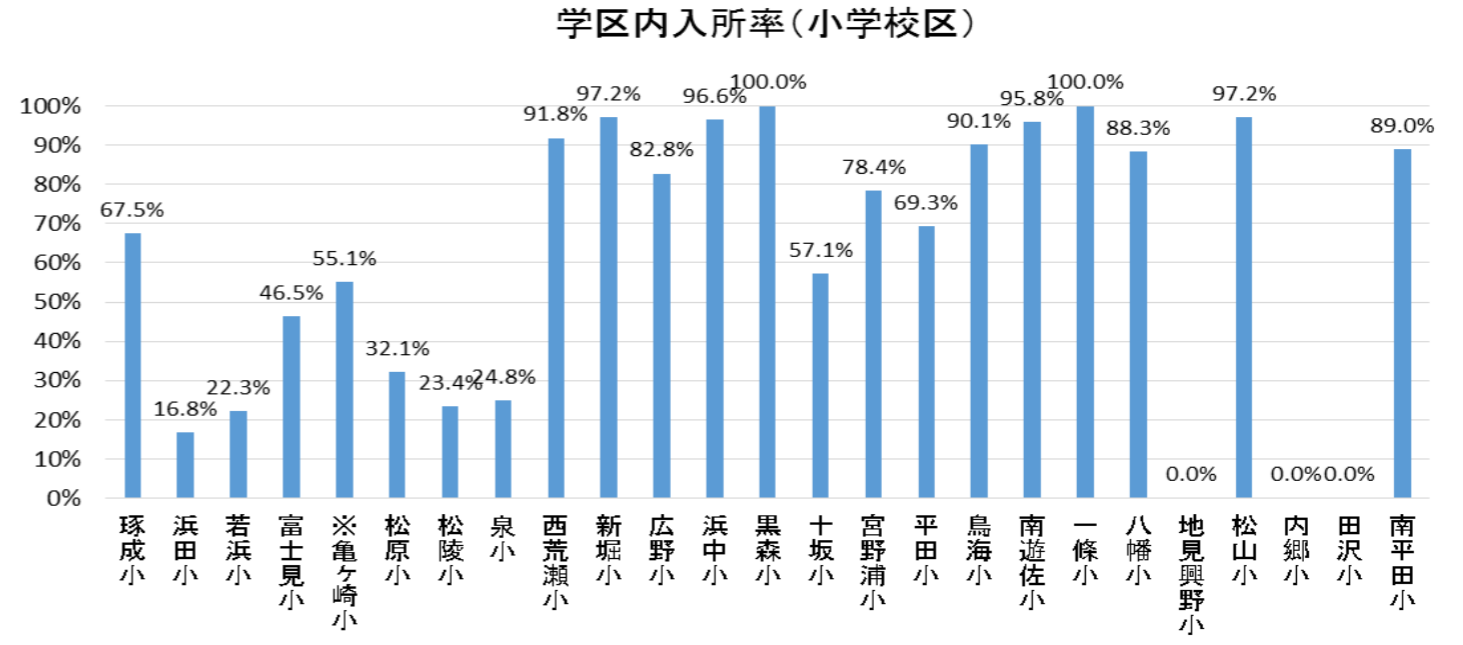
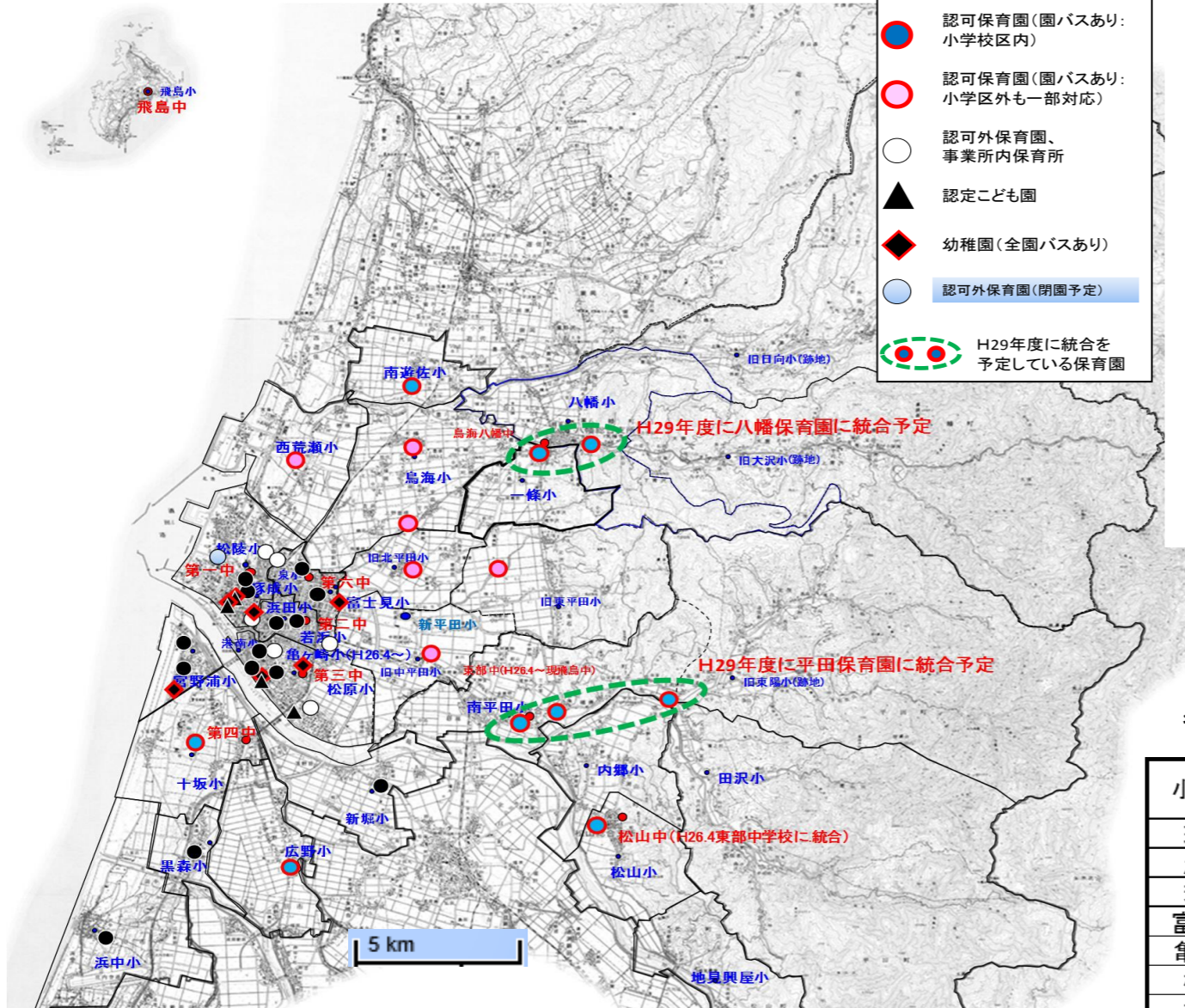
マイカーや園バスを利用し、学区を越えた利用はもとより、市街地、近郊、郊外に渡る利用もなされている。

人口推計

特に郊外で人口の減少率が大きいのが、全域で減少していく見込みである。



パターン1 小学校区【25区域】

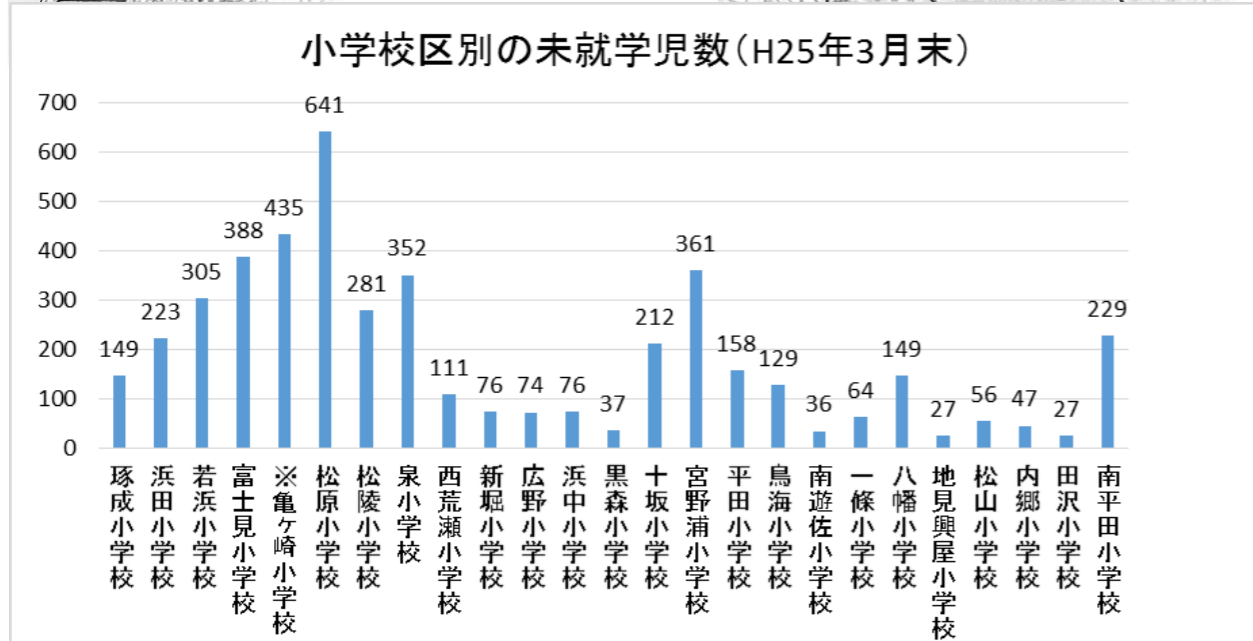


※H26.4より、亀城小学校と港南小学校が統合

各区域における教育・保育施設の整備状況

小学校区	幼稚園	保育所				定員数	未就学児数 (H25.3末)	特別な支援
		認可	認定こども園	認可外	事業所内			
琢成小	3	1	2	1	0	618	149	0
浜田小	0	1	0	0	0	90	223	0
若浜小	0	1	0	1	0	110	305	0
富士見小	1	1	0	0	0	400	388	0
亀ヶ崎小	1	3	1	1	0	522	435	0
松原小	1	0	1	0	1	315	641	0
松陵小	0	1	0	0(1)	0	90(120)	281	はまなし学園
泉小	0	1	0	0	2	88	352	0
西荒瀬小	0	1	0	0	0	120	111	酒田特別支援学校幼稚園
新堀小	0	1	0	0	0	90	76	0
広野小	0	1	0	0	0	90	74	0
浜中小	0	1	0	0	0	60	76	0
黒森小	0	1	0	0	0	60	37	0
十坂小	0	1	0	0	0	90	212	0
宮野浦小	1	2	0	0	0	270	361	0
平田小	0	3	0	0	0	220	158	0
鳥海小	0	2	0	0	0	140	129	0
南遊佐小	0	1	0	0	0	40	36	0
一條小	0	1	0	0	0	70	64	0
八幡小	0	1	0	0	0	140	149	0
地見興屋小	0	0	0	0	0	0	27	0
松山小	0	1	0	0	0	120	56	0
内郷小	0	0	0	0	0	0	47	0
田沢小	0	0	0	0	0	0	27	0
南平田小	0	3	0	0	0	220	229	0

※H26.4より、松陵小学校区で月見ヶ丘保育園(認可外、定員:30)が閉園予定

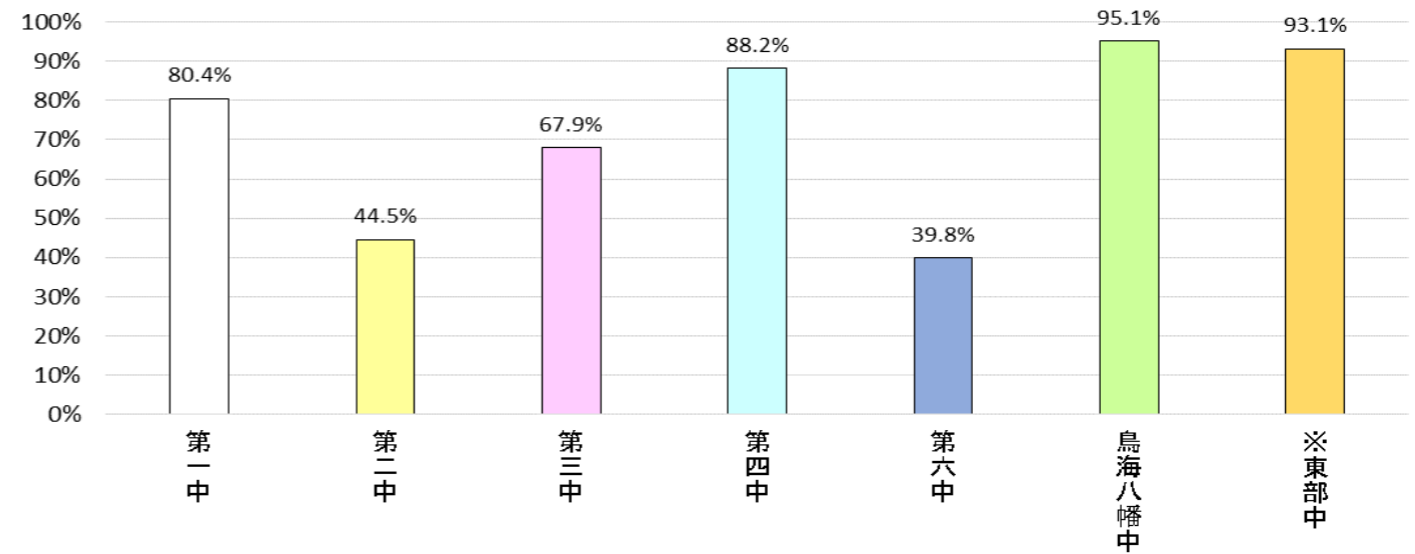


※H26.4より、亀城小学校と港南小学校が統合

パターン2 中学校区(7区)



学区内入所率(中学校区)



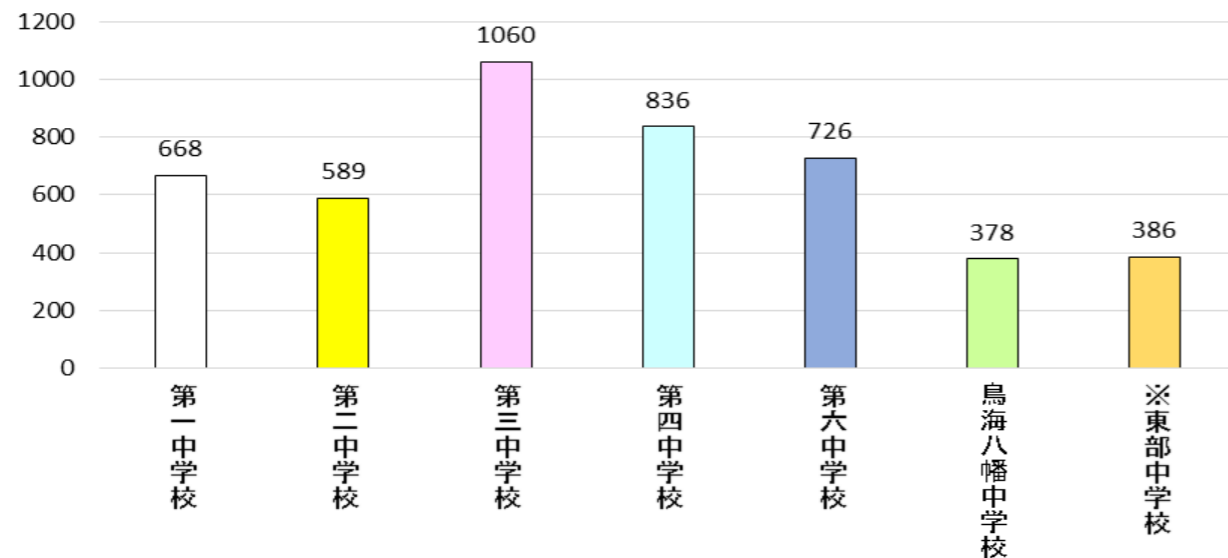
※H26.4より、松山中学校と飛鳥中学校が統合

各区域における教育・保育施設の整備状況

中学校区	幼稚園	保育所				定員数	未就学児数(H25.3末)	特別な支援
		認可	認定こども園	認可外	事業所内			
第一中	3	3	2	1(2)	2	856(886)	668	酒田特別支援学校幼稚部
第二中	0	5	0	1	0	420	589	はまなし学園
第三中	2	3	2	1	1	837	1060	
第四中	1	7	0	0	0	660	836	
第六中	1	2	0	0	0	460	726	
鳥海八幡中	0	5	0	0	0	390	378	
東部中	0	4	0	0	0	340	386	

※H26.4より第二中学校区で月見ヶ丘保育園(認可外、定員:30)が閉園予定

中学校区別の未就学児数(H25年3月末)

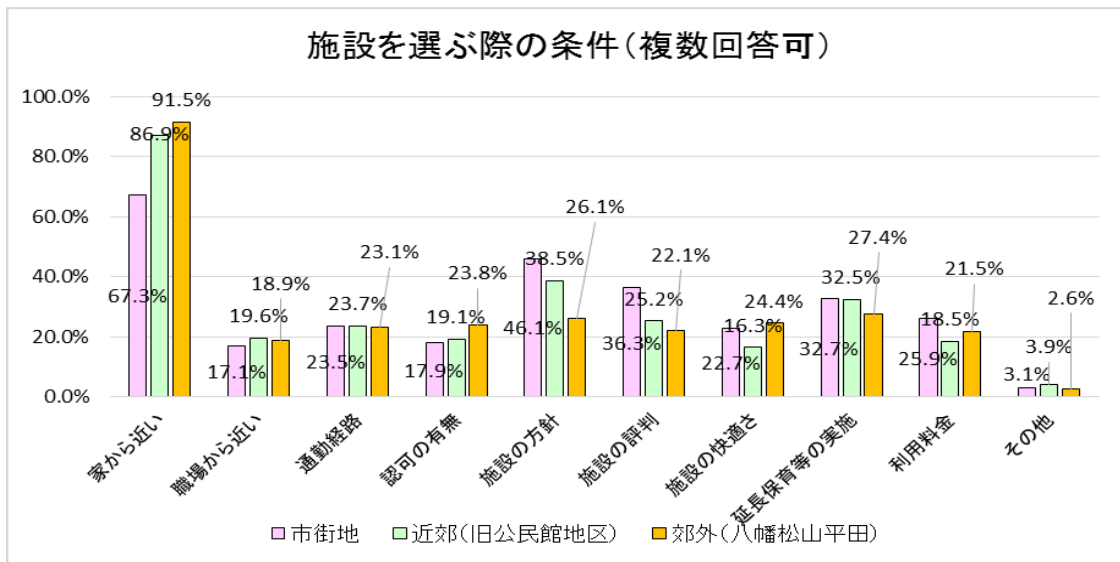


※H26.4より、松山中学校と飛鳥中学校が統合

市の現況と教育・保育の提供区域のパターン案について

全体的な現況

- ・利用者の多くは施設を選ぶ際の条件として近居を挙げており、郊外ほどその傾向が強い。
- ・市街地では近居以外にも、施設の方針、施設の評判、延長保育等の実施など挙げる方が多く、区域内に限らず、様々な理由で施設の利用が行われている。
- ・送迎は車(マイカー、園バス)が主であり、広範囲からの通園も行われている。
- ・酒田市全体として、待機児童は出ていない。
- ・未就学児数は、特に郊外で減少率が大きいですが、地域を問わず減少していく。



パターン	現況	メリット	デメリット
パターン1 小学校区 【25区域】 (港南小と亀城小の統合後の区域数。ただし、飛鳥小は除く。)	・区域毎に未就学児数や施設数にばらつきが大きい。	・近居で利用できるため、利用者のニーズに合っている。 ・マイカーで送迎をしない家庭にとっては利便性が高い。	・市域全体でバランスが取れているところに、小さい区域を設定するため、利用実態とかけ離れる。 ・小さい区域毎に需給調整(定員数の増減など)をしようとする、他の地区にも影響し、地域全体のバランスがくずれの恐れがある。
パターン2 中学校区 【7区域】 (飛鳥中と松山中の統合後の区域数。ただし、飛鳥中は除く。)	・区域毎の未就学児数と施設数のばらつきは小学校区よりも小さくなる。 ・中学校区は、保護者の通勤経路などの生活圏域とは必ずしも一致しない。		・中学校区で設定しても、特に市街地では区域毎の未就学児数と定員数にばらつきがあり、利用実態とかけ離れる。 ・人口減少率の高い区域では、区域内の未就学児数の減少により、定員数の削減や、小規模保育事業を検討する必要が生じる。
パターン3 市域全体 【1区域】	・現在の利用実態も、市域全体でバランスが取れている。	・特定の地区で人口減少が急激に進んだ場合にも、市域全体で受け止めることで、特定の地区への負担を緩和することができる。	・市域全体で調整が図られるため待機児童が発生する恐れはないものの、保護者の希望に添えない可能性がある。